

奈良市公報

第 2 6 3 号

平成22年12月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 予防接種の実施の一部改正…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 道路の位置指定の廃止…………… 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）…………… 4
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 6
- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定…………… 6
- 住居番号の設定…………… 6
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 6
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 6
- 地縁による団体の認可…………… 7
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧…………… 7
- 放置自転車等の処分…………… 8
- 道路の位置指定…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 一般競争入札の実施…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 10

監 査

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
あやめ池北幹線-141	奈良市あやめ池北一丁目1329-8	奈良市あやめ池北一丁目1287-4
あやめ池北幹線-142	奈良市あやめ池北一丁目1260-2	奈良市あやめ池北一丁目1250-1
あやめ池北幹線-143	奈良市あやめ池北一丁目1263-1	奈良市あやめ池北一丁目1260-1
あやめ池北幹線-144	奈良市あやめ池北一丁目1260-2	奈良市あやめ池北一丁目1238-4
あやめ池北幹線-145	奈良市あやめ池北一丁目1146-2	奈良市あやめ池北一丁目1143-1
あやめ池北幹線-146	奈良市あやめ池北一丁目1061-2	奈良市あやめ池北一丁目1061-1
あやめ池北幹線-147	奈良市あやめ池北一丁目1061-1	奈良市あやめ池北一丁目1061-1

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 10

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施（2件）…………… 10

教 育 委 員 会

- 奈良市学校運営協議会規則…………… 12
- 定例教育委員会の開催…………… 14

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 14
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 14

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 14
- 農政部会の招集…………… 14

告 示

奈良市告示第533号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年11月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年11月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成22年11月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市あやめ池北一丁目、敷島町二丁目、西大寺竜王町一丁目、六条二丁目、南肘塚町及び西九条町の各一部

あやめ池北幹線-148	奈良市あやめ池北一丁目1059-5	奈良市あやめ池北一丁目1060-12
あやめ池北幹線-149	奈良市敷島町二丁目546-201	奈良市敷島町二丁目546-135
あやめ池北幹線-150	奈良市敷島町二丁目546-201	奈良市敷島町二丁目546-125
あやめ池北幹線-151	奈良市敷島町二丁目546-31	奈良市敷島町二丁目546-38
あやめ池北幹線-152	奈良市敷島町二丁目546-49	奈良市敷島町二丁目546-40
西大寺南幹線-231	奈良市西大寺竜王町一丁目1607-25	奈良市西大寺竜王町一丁目1607-22
西大寺南幹線-232	奈良市西大寺竜王町一丁目1607-1	奈良市西大寺竜王町一丁目1607-51
六条第2幹線-125	奈良市六条二丁目1131-2	奈良市六条二丁目1131-1
北永井幹線-333	奈良市南肘塚町139-1	奈良市南肘塚町137-1
北永井幹線-334	奈良市南肘塚町137-1	奈良市南肘塚町137-2
大安寺第1幹線-218	奈良市西九条町278-1	奈良市西九条町278-1

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成22年11月1日掲示済)

奈良市告示第534号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年11月1日

奈良市長 仲川 元 庸

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
東和設備工業	安東 久夫	奈良県香芝市上中528番地の1	平成22年10月29日

(平成22年11月1日掲示済)

奈良市告示第535号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年11月1日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 入札に付する事項
保健所等複合施設仮設駐車場整備工事ほか23件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
(1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
- (7) 平成22年8月31日をもって、入札参加停止期間の軽減となった者は、コンプライアンス遵守の誓約書を入札参加時に提出すること。（未提出者のみ）
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（電子入札参加に必要な資格）
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
(1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
(2) 場所
告示日から平成22年11月5日までは閲覧コーナー、同月8日以降は契約課窓口

- 4 開札の場所
奈良市役所入札室
- 5 開札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ 入札書の日付が開札日でない場合
- コ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 郵便入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成22年11月5日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。
- 9 郵便入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成22年11月8日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 電子入札に関する事項
- (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成22年11月1日から11月5日までの午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の参加確認通知日
平成22年11月8日までに入札参加申請者に通知します。

- (3) 入札書の提出期間
平成22年11月9日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成22年11月1日揭示済)

奈良市告示第536号

平成22年奈良市告示第171号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成22年11月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成22年11月1日揭示済)

奈良市告示第537号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年11月1日
- 3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄平城駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表

（平成22年11月1日掲示済）

奈良市告示第538号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成22年11月2日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	大阪市中央区大手前四丁目1の67
申請者氏名	近畿中部防衛局長
道路の位置	奈良市山陵町381番1の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	196.00m
廃止年月日	平成22年11月2日
廃止番号	第22012号

（平成22年11月2日掲示済）

奈良市告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年11月2日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成22年9月30日 平成22年9月30日
名称	主たる事務所の所在地		
奈良やよいクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20 マツダオフィスビル1F		
中村 潤	京都府木津川市相楽台六丁目 2-6		

（平成22年11月2日掲示済）

奈良市告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年11月2日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		介護予防 訪問介護	平成22年8月1日
名称	主たる事務所の所在地		
有限会社サポートさくら	奈良県奈良市右京三丁目3-1		
有限会社サポートさくら	奈良県奈良市右京三丁目3-1		

奈良やよいクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20 マツダオフィスビル1F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成22年10月1日 平成22年10月1日
医療法人桜潤会	奈良県奈良市三条本町2-20 マツダオフィスビル1F		
すぎく歯科	奈良県奈良市朱雀六丁目9-5 コープ朱雀店別棟	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成22年6月1日 平成22年6月1日
仁井田 卓	奈良県奈良市神功四丁目21-8 メゾンバレ神功1番館02号室		
ヘルパーステーションなごみ	奈良県奈良市佐紀町2412-1 アイリスハイツ2号館1F	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成22年10月1日 平成22年10月1日
株式会社和	奈良県奈良市あやめ池南五丁目1-34		
自癒庵訪問看護ステーション奈良登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘3階	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成22年10月1日 平成22年10月1日
株式会社自癒庵	奈良県生駒市門前町7-38		
株式会社奈良ニシカワ宝来店	奈良県奈良市宝来町928-1	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成22年10月1日 平成22年10月1日
株式会社奈良ニシカワ	奈良県磯城郡田原本町千代579-1	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成22年10月1日 平成22年10月1日

(平成22年11月2日揭示済)

奈良市告示第541号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年11月2日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス楽楽	奈良県奈良市佐保台西町98コートヒルズ102	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年10月1日 平成22年10月1日
株式会社智	京都府京都市伏見区向島庚申町130-1		
訪問介護ステーションなら八条	奈良県奈良市八条五丁目437-10	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成22年10月1日 平成22年10月1日
医療法人宝山会	大阪府岸和田市土生町五丁目11-16		

(平成22年11月2日揭示済)

奈良市告示第542号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年11月2日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
こばやし耳鼻咽喉科	奈良県奈良市学園北一丁目9-1 パラディⅡ5F	平成22年9月30日

きょうこころ のクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	平成22年 9月30日
奈良やよいク リニック	奈良県奈良市三条本町2-20 マツダオフィスビル1F	平成22年 9月30日

(平成22年11月2日揭示済)

奈良市告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年11月2日

奈良市長 仲川元庸

医療機関 の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
医療法人仁礼 会 こばやし 耳鼻咽喉科	奈良県奈良市学園北一丁目9-1 パラディⅡ5階	平成22年 10月1日

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
木村 隆二	奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	神経内科 (肢体不自由)	平成22年10月28日

(平成22年11月4日揭示済)

奈良市告示第545号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成22年11月4日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成22年11月4日揭示済)

奈良市告示第546号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月4日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年11月4日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年11月4日揭示済)

きょうこころ のクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目14-13 メディカル学園前3階	平成22年 10月1日
奈良やよいク リニック	奈良県奈良市三条本町2-20 マツダオフィスビル1F	平成22年 10月1日
学研奈良乳腺 クリニック	奈良県奈良市右京一丁目4サ ンタウンプラザひまわり館3F	平成22年 10月1日
大和西大寺き ょうこころの クリニック	奈良県奈良市西大寺東町二丁 目1-63サンワシティ西大寺 3階	平成22年 10月1日

(平成22年11月2日揭示済)

奈良市告示第544号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成22年11月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第547号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年11月5日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年11月5日揭示済)

奈良市告示第548号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 代表者の変更（1回目）

変更事項	変更前	変更後

奈良市長 仲川元庸

代表者の氏名及び住所	藤井政勝 奈良市恋の窪一丁目8番4号	倉口博次 奈良市恋の窪一丁目15番4号
------------	-----------------------	------------------------

変更の年月日 平成21年4月1日

2 代表者の変更 (2回目)

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	倉口博次 奈良市恋の窪一丁目15番4号	明槻征照 奈良市恋の窪一丁目4番19号

変更の年月日 平成22年4月1日

(平成22年11月5日揭示済)

奈良市告示第549号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 名称
東登美ヶ丘四丁目地区自治会
- 規約に定める目的
快適な生活環境を保持し、防犯防災に努め、地域社会の福祉増進、会員相互の親睦を図る。
- 区域
奈良市東登美ヶ丘四丁目
- 事務所
奈良市東登美ヶ丘四丁目20番3号 東登美ヶ丘4丁目集会所
- 代表者の氏名及び住所
岡本 進
奈良市東登美ヶ丘四丁目13番21号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 代行者の有無
なし
- 規約に定めた解散の事由
地方自治法第260条の20の規定によるほか、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経て解散する。
- 認可年月日
平成22年10月26日
(平成22年11月5日揭示済)

奈良市告示第550号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年11月8日

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
沼井 正博		あんま	平成22年9月7日
朱雀針灸接骨院(東川和広、上田陽子、澤加奈江、小林歳子、八ッ本野枝、沼井正博)	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		
櫻井 寛		柔道整復	平成22年10月1日
学園前吉祥寺鍼灸接骨院(武田篤志、櫻井寛)	奈良県奈良市学園北一丁目15-1		
寺本 讓		柔道整復	平成22年9月13日
みどり整骨院(寺本讓)	奈良県奈良市西大寺新町一丁目1-1		

(平成22年11月8日揭示済)

奈良市告示第551号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月8日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年11月8日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年11月8日揭示済)

奈良市告示第552号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成22年11月11日

奈良市長 仲川元庸

- 地区計画等の種類
地区計画
- 地区計画の名称

- なら北法蓮町地区地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市法蓮町1418番1 他
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約2.0ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成22年11月12日から同年11月26日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年12月3日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成22年11月11日揭示済)

奈良市告示第553号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成22年11月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成22年11月25日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年8月2日から同月3日まで、同月5日、同月9日、同月17日、同月20日、同月24日、同月26日、同月29日及び同月31日

(平成22年11月11日揭示済)

奈良市告示第554号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成22年11月12日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市八条1-814-5
申請者氏名	株式会社フォレストホーム 代表取締役 森本 勝博
道路の位置	奈良市西大寺新田町535番9、565番1
道路の幅員	最大6.54m 最小6.00m
道路の延長	18.00m
指定年月日	平成22年11月12日
指定番号	第22013号

(平成22年11月12日揭示済)

奈良市告示第555号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年11月12日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成22年8月18日 奈良市指令都整開 第10A-17号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年11月12日 第1238号
公共施設 平成22年11月12日 第551号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市半田開町32番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市半田開町32番1の一部

(平成22年11月12日揭示済)

奈良市告示第556号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月12日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年11月12日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁

止区域
以下省略

(平成22年11月12日揭示済)

奈良市告示第557号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成22年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

奥柳登美ヶ丘線(学園南工区)街路改良工事ほか22件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
- (7) 平成22年8月31日をもって、入札参加停止期間の軽減となった者は、コンプライアンス遵守の誓約書を入札参加時に提出すること。(未提出者のみ)
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
(電子入札参加に必要な資格)

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 発注番号1及び2については、本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 発注番号3については、本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成22年11月18日までは閲覧コーナー、同月19日以降は契約課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年11月18日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年11月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成22年11月15日から11月18日までの午前9時から

- 午後5時まで
- (2) 電子入札の参加確認通知日
平成22年11月19日までに入札参加申請者に通知します。
- (3) 入札書の提出期間
平成22年11月22日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 他人のICカードを使用した入札
ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
オ 内訳書の日付が開札日でない場合
カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
- 11 その他
(1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
(4) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成22年11月15日揭示済)

奈良市告示第558号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年11月13日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年11月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成22年11月8日

奈良市監査委員	吉田肇
同	中和田守
同	高杉美根子
同	松石聖一

文化財課

監査結果公表日 平成21年1月5日（奈良市監査委員告示第2号）

措置結果通知日 平成22年11月4日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 三陵墓古墳群史跡公園管理委託において、近隣者であり精通しているという理由で東地区、西地区共にそれぞれ個人と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約されている。 個人と随意契約する理由がないため、委託契約先を検討されたい。	(2) 三陵墓古墳群史跡公園の管理委託先として適切な法人等を調査し、地元団体で、地域の状況に精通し、活動に積極的で、地域の史跡公園としての管理に熱意を示された上に、史跡公園としての活用案（陵燈会の開催）も提案された地元のNPO都祁が、委託先として適切であると考え、平成21年度下半期（10月1日）からの委託先として契約した。

(平成22年11月8日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第44号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年11月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

- 1 入札に付する事項
送・配水管工事、市内法蓮佐保山一丁目～法蓮佐保山二丁目地内ほか6件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請

- 負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含む市の日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
水道局 4階 大会議室（北側）
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成22年11月5日まで（奈良市の休日を含む市の日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書

を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年11月8日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成22年11月1日揭示済）

奈良市水道局告示第45号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年11月15日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

1 入札に付する事項

舗装、市内五条西二丁目～赤膚町地内ほか3件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含む市の日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書

定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年11月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年11月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成22年11月15日揭示済）

教育委員会

奈良市学校運営協議会規則をここに公布する。

平成22年11月1日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第7号

奈良市学校運営協議会規則

（目的及び設置）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

（趣旨）

第2条 協議会は、奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の学校運営に関する権限と責任の下、地域住民及び保護者等と学校との信頼関係を深め、連携を強化することで学校運営の改善及び子どもたちの健全育成を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを目指すものとする。

（指定）

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認める場合には、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）として指定することができる。

2 校長は、前項の指定を受けようとする場合には、教育委員会に申請するものとする。

3 指定の期間は2年間とし、再指定することができる。ただし、最初の指定の期間は、指定された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

（所掌事項）

第4条 設置校の校長は、次の各号に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成及び組織編成に関すること。

(3) 配分予算の編成及び執行に関すること。

(4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

(5) その他校長が第2条の趣旨の達成に必要なと認める事項に関すること。

2 設置校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（意見の申出）

第5条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するもの

とする。

(委員の任命)

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 設置校の校長
- (5) 設置校の教職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、設置校の校長と協議して教育委員会が定める。

3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、補欠の委員を委嘱し、又は任命することができる。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び設置校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第8条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、最初に委嘱し、又は任命された委員の任期は、委嘱し、又は任命された日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が満了したとき、又はその指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを選出する。ただし、設置校の校長及び職員を会長又は副会長に選出することはできない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が設置校の校長と協議のうえ招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、設置校の校長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、設置校の校長の同意を得て、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことがで

きる。

5 協議会は、必要と認めるときは、設置校の校長の同意を得て、設置校の幼児、児童又は生徒の意見を聴くことができる。この場合において、当該幼児、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

6 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

7 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。
(情報発信)

第11条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めるものとする。

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(報告)

第13条 協議会は、教育委員会に対して各年度末までに、協議会の運営状況を報告しなければならない。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

- (1) 協議会としての実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成を行えないと認められる場合
- (3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、学校の指定の取消しに当たって、事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導、助言を行い、運営改善に努めなければならない。

3 教育委員会は、学校の指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員が第7条の義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営等)

第16条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年11月1日揭示済)

奈良市教育委員会告示第18号

平成22年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成22年11月4日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋 子

1 日 時

平成22年11月9日（火）

午前10時から

2 場 所

一条高等学校 一条高等学校記念館

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成22年度12月補正予算要求について

(2) 奈良市立小学校の通学区域について

議 事

議案第40号 奈良市個人情報保護条例の規定により口頭により開示請求できる個人情報等について

議案第41号 口頭により開示請求することができる個人情報について

議案第42号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について

10月～11月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員は15名です。なお、定員を超える場合は、抽選を行います。

(平成22年11月4日揭示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第48号**

平成22年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成22年12月3日から平成22年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成22年11月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 河村 武

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成22年11月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第49号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成22年12月3日から平成22年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成22年11月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 河村 武

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成22年11月1日揭示済)

農 業 委 員 会**奈良市農業委員会告示第22号**

奈良市農業委員会平成22年11月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成22年11月5日

奈良市農業委員会

農地部長 萩原 征二

1 日時

平成22年11月12日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(5) 知事許可について（10月許可分）

(6) 非農地証明について（10月分）

(平成22年11月5日揭示済)

奈良市農業委員会告示第23号

奈良市農業委員会平成22年11月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成22年11月9日

奈良市農業委員会

農政部長 荻田 充宏

- 1 日時
平成22年11月16日(火) 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 議題
 - (1) 農業経営に関するアンケートの実施について
 - (2) 農業相談会の実施について
 - (3) なら農業委員会だより第51号の編集について
 - (4) 農地利用状況調査の結果について(平成22年11月9日揭示済)

正 誤

平成22年6月15日付け奈良市公報号外第14号

ページ	段	行	誤	正
10	右	1	庶務係長、指導係長	指導係長

平成22年8月27日付け奈良市公報号外第20号

ページ	段	行	誤	正
2		5	特別障害者特別給付金	特別障害者特別給付費
2		20	特別障害者特別給付金	特別障害者特別給付費

平成22年11月1日付け奈良市公報第262号

ページ	段	行	誤	正
16	左	13	奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会	奈良市水道局入札参加者等審査会

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。